

事務連絡
令和2年7月17日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当課 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

子どもの移動経路における交通安全の確保に向けた
効果的かつ効率的な取組の推進について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき、大変ありがとうございます。

未就学児が日常的に集団で移動する経路に関しては、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」（令和元年6月18日）を发出し、緊急安全点検の実施についてご協力いただき厚く御礼申し上げます。これに基づく、緊急安全点検の結果を踏まえ、認定こども園から対策を実施することとされた約5,000の延べ件数については、早期の対策が求められているところです（別添1）。

今般、国土交通省から道路管理者に対して、別添2の通り、子どもの移動経路にかかる交通安全対策について、各地域における対策を総合的に見て、効果的、効率的に推進するためには、対策箇所や内容等に関する関係者間の共通認識の形成とそれに基づく適切な役割分担やスケジュールの立案が不可欠と考えられること、既に各地域において実行されている通学路交通安全プログラムや未就学児等の移動経路の交通安全対策等、地域の関係者が実施している対策の内容も十分踏まえた上で対策を実施されたいことが示されておりますので、御了知の上、管内の認定こども園に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村に対して周知いただき、道路管理者等から協力依頼があった場合には適切にご対応いただくようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、下記の連絡先まで御連絡・御相談ください。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521

認定こども園における未就学児が日常的に 集団で移動する経路の緊急安全点検実施状況

令和元年12月19日時点

		対象施設数	各施設からの報告件数(延べ数)		
			各施設において 危険があると 認めた延べ件数	道路管理者・ 警察等との合同点検 実施対象の延べ件数	合同点検の結果 対策が必要と された延べ件数
認定こども園	<ul style="list-style-type: none">・幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型	約7,000	約14,000	約7,000	約 <u>5,000</u>

事務連絡
令和2年7月17日

北海道開発局建設部	地域事業管理官	}	殿
	道路維持課長補佐		
各地方整備局道路部	地域道路課長		
	交通対策課長		
	道路管理課長		
沖縄総合事務局開発建設部	道路建設課長		
	道路管理課長		

道路局	国道・技術課	課長補佐
	環境安全・防災課	企画専門官
	道路交通安全対策室	企画専門官

子供の移動経路における交通安全の確保に向けた 効果的かつ効率的な取組の推進について

国土交通省では、次代を担う子供のかげがえのない命を交通事故から守るため、これまで「通学路」及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路」（以下、両者を併せて「子供の移動経路」という。）をはじめとして、交通安全の確保に向けた取組を継続的に推進してきたところである。

通学路における交通安全の確保については、平成24年度に緊急合同点検を実施し、また、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成25年12月6日付、国道国防第134号、国道環安第57号）等を発出している。以降、各地域における推進体制の構築、PDCAサイクルによる実施方針等を含めた基本的方針（通学路交通安全プログラム）の策定、対策箇所を含めての公表等の取組を推進するとともに、各年度の防災・安全交付金の重点配分等による支援を継続的に実施してきたところである。

一方、未就学児が日常的に集団で移動する経路に関しては、「未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保について」（令和元年6月18日国道国技第37号、国道環安第29号）を発出し、これに基づく緊急安全点検等を踏まえて各道路管理者から対策を実施すると報告を受けた約28,000箇所について、早期の対策完了を目指し、令和元年度補正予算による支援や公表準備等の取組を推進してきたところである。その結果、約22,000箇所について、令和2年度内に対策完了見込みとの報告を受けているところであるが、社会経済情勢の変化に適切に対応しつつも、残る約6,000箇所の実施時期等の早期確定、対策着手及び約22,000箇所にかかる早期の対策完了が求められるところである。

以上の「子供の移動経路」にかかる交通安全対策の実施状況をまとめると別紙1のとおり

であるが、各地域における対策を総合的に見て、効果的、効率的に推進するためには、対策箇所や内容等に関する関係者間の共通認識の形成とそれに基づく適切な役割分担やスケジュールの立案が不可欠と考えられる。このため、各道路管理者においては、既に各地域において実行されている通学路交通安全プログラムや未就学児等の移動経路の交通安全対策等、警察含め地域の関係者が実施している対策の内容も十分踏まえた上で対策を実施されたい。

なお、国土交通省道路局においては、従前、上述のように「通学路交通安全プログラム」に基づく対策に位置づけられた事業について、防災・安全交付金の重点配分の対象としてきたところであるが、次期の予算編成の機会等においては、その対象を子供の移動経路の交通安全対策を総合的に見た上で、効果的、効率的に推進しようとする計画に基づく道路事業とすることを検討しているところである。

なお、本通知については、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（交通安全対策担当）、内閣府子ども・子育て本部参事官付、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室、厚生労働省子ども家庭局保育課及び警察庁交通局交通規制課と調整済みである旨申し添える。また、貴管内の都道府県、政令市に対して、上記の趣旨を周知するよう依頼されたい。

対策の進捗状況「未就学児が日常的に集団で移動する経路等」及び「通学路」

令和元年度 未就学児経路 点検					平成24年度 通学路 点検			各学区での継続的な取り組み（PDCA）による追加対策箇所	
要対策箇所数 約28,000					要対策箇所数 約45,000				残
令和2年度までに対策済み及び完了予定 約22,000					対策計画中等（残）	平成30年度末までに対策済み	残		
令和元年冬までに対策済み	令和元年度補正予算で措置	令和2年度当初予算で措置	その他（自治体単費等）						
箇所数	約5,000	約7,500	約1,000	約8,200	約6,000	約43,000	約1,700		

令和2年5月8日掲載

対策一覧表

〇年〇月時点

【〇〇小学校】

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策年度
1	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	歩くのに電柱が邪魔になり、車道へ入り込む	無電柱化	〇〇市	
2	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	自転車と徒歩通学する児童が錯綜し危険	自転車通行位置の明示	〇〇市	平成25年度
3	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	踏切の内の歩行空間が狭く、児童と車が輻輳し危険	踏切の拡幅	〇〇市	平成25年度
4	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	国道の渋滞を避けて抜け道として利用する大型車が多いが、歩道がなく危険	大型車通行禁止、狭さくの設置	〇〇市	
5	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	歩道の幅員が狭く、また段差がある箇所があり転倒の危険	歩道拡幅、バリアフリー	〇〇市	
6	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	狭い歩道の中にバス停があり、バスを待つ人がいる場合など危険	バス停周辺歩道整備	〇〇市	

【対策検討メンバー】教育委員会、小学校、PTA会長、区長、〇〇河川国道事務所、〇〇市道路課、〇〇警察署、〇〇道路利用者会議

【〇〇小学校】

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策年度
1						
2						
3						
4						
5						
6						

【対策検討メンバー】教育委員会、小学校、PTA会長、区長、〇〇河川国道事務所、〇〇市道路課、〇〇警察署、〇〇道路利用者会議

対策一覧表

【〇〇小学校学区 : 通学路延長 〇.〇km】

令和2年〇月〇日

番号	通学路・未就学児経路	路線名	箇所名・住所	移動経路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策年度
1	通学路	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	歩くのに電柱が邪魔になり、車道へ入り込む	無電柱化	〇〇市	令和3年度
2	通学路	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	自転車と徒歩通学する児童が錯綜し危険	自転車通行位置の明示	〇〇市	令和2年度
3	未就学児経路	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	踏切の内の歩行空間が狭く、児童が輻輳し危険	踏切の拡幅	〇〇市	令和2年度
4	未就学児経路	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	国道の渋滞を避けて抜け道として利用する大型車が多いが、歩道がなく危険	大型車通行禁止、狭さくの設定	〇〇市	令和2年度
5	未就学児経路	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	歩道の幅員が狭く、また段差がある箇所があり転倒の危険	歩道拡幅、バリアフリー	〇〇市	令和3年度
6	通学路・未就学児	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	狭い歩道の中にバス停があり、バスを待つ人がいる場合など危険	バス停周辺歩道整備	〇〇市	令和3年度

～留意点～

未就学児が日常的に集団で移動する経路に関する対策について、令和元年の緊急安全点検等を踏まえて道路管理者として実施する箇所（合計約 28000 箇所）を記載。

その他の機関による子供の安全を守る取組（対策箇所等）については、地域の実情を踏まえて任意に記載。

通学路対策箇所図(イメージ)

〇年〇月〇日

【対策検討メンバー】
 ・教育委員会、学校、PTA
 ・道路管理者
 ・警察署
 ・利用者団体

②自転車と徒歩通学する
 児童が錯綜し危険

<対策メニュー>
 ・自転車通行位置の明示
 [平成25年度完成]



③踏切内の歩行空間が狭く、児童と車が輻輳し危険

<対策メニュー>
 ・踏切の拡幅
 [平成25年度完成]



①歩くのに電柱が邪魔になり、車道へ入り込む

<対策メニュー>
 ・無電柱化



④国道の渋滞を避けて抜け道として利用する大型車が多いが、歩道がなく危険

<対策メニュー>
 ・狭さくの設定



⑥狭い歩道の中にバス停があり、バスを待つ人がいる場合など危険

<対策メニュー>
 ・バス停周辺歩道整備



⑤歩道の幅員が狭く、また段差がある箇所があり転倒の危険

<対策メニュー>
 ・歩道拡幅
 ・バリアフリー化



--- : 通学路(学校指定)
 ● : 要対策箇所

子供の移動経路／通学路等の安全対策箇所図(イメージ)

別添2改

【対策検討メンバー】
 ・教育委員会、学校、PTA
 ・道路管理者
 ・警察署
 ・利用者団体
 (保育担当部局
 ・幼稚園、保育所関係者等)

②自転車と徒歩通学する
 児童が錯綜し危険

＜対策メニュー＞
 ・自転車通行位置の明示
 [平成25年度 完成]



③踏切内の歩行空間が狭く、
 児童と車が輻輳し危険



＜対策メニュー＞
 ・踏切の拡幅
 [平成25年度 完成]

①国道沿いの歩道に防護柵
 が設置されておらず危険

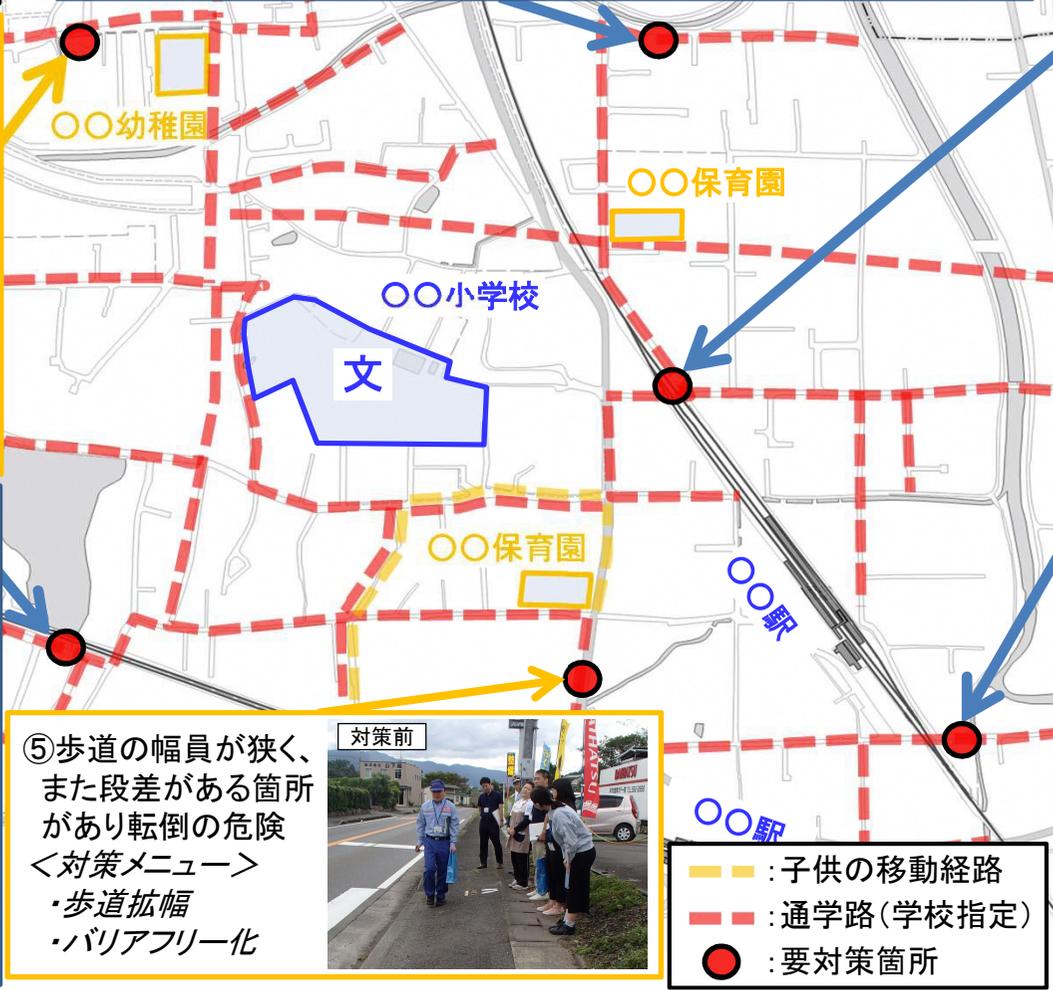


＜対策メニュー＞
 ・防護柵の設置

⑥狭い歩道の中にバス停が
 あり、バスを待つ人がいる
 場合など危険



＜対策メニュー＞
 ・バス停周辺歩道整備



⑤歩道の幅員が狭く、
 また段差がある箇所
 があり転倒の危険

＜対策メニュー＞
 ・歩道拡幅
 ・バリアフリー化



④国道の渋滞を避けて抜け
 道として利用する大型車
 が多いが、歩道がなく危険



＜対策メニュー＞
 ・狭さくの設定・
 ・無電柱化

— — — — — : 子供の移動経路
 - - - - - : 通学路(学校指定)
 ● : 要対策箇所

※「未就学児が日常的に集団で移動する経路」を記入してもよい。

通学路(学校指定) 計OKM